

1 制度の概要

災害補償制度では職員等の権利利益の救済と行政運営の適正化を図るため、支部長が行った補償に関する決定に係る不服申立てについての審査機構として審査会制度を設けています。

なお、審査会は処分庁である支部長の上級行政庁ではないので、審査請求の却下若しくは棄却又は取消の裁決のいずれかをなし得るだけであり、審査した処分を取消したうえ、自ら新たな決定をすることはできないことになっています。

2 審査請求の対象となる処分

支部長が行った補償に関する決定に不服がある場合です。事実行為や福祉事業の決定に対する不服は、対象とはなりません（なお、福祉事業の決定に対しては、支部長に不服の申出を行うことができます。）。

補償に関する決定とは、「公務外又は通勤災害非該当の認定」「補償請求に対する不支給決定」などであり、審査請求ができることが通知文書に示されています。

3 審査機関（地方公務員災害補償法第 51 条、第 52 条）

基金の審査会制度は二審構造となっており、まず支部審査会に審査請求を行い、その裁決に不服があれば、本部審査会に再審査請求を行うことになります。

審査庁の名称等は次のとおりです。

- (1) 地方公務員災害補償基金長崎県支部審査会
(〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1 長崎県総務部人事課内)
- (2) 地方公務員災害補償基金審査会
(〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー 8 階)

4 審査請求の期限（行政不服審査法第 18 条）

審査請求は、認定通知書や補償決定通知書を交付されて「処分があったことを知った日」の翌日から起算して 3 か月以内に、

再審査請求は、支部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 1 か月以内にしなければなりません。

<処分があったことを知った日>

処分の対象者（認定等の請求者）が認定通知書等の受領を拒絶した場合でも、それを提示されたときに知ったものとされます。

5 審査請求の方法（行政不服審査法第 19 条、第 21 条、行政不服審査法施行令第 4 条）

審査請求は次の事項を記載し、署名押印した正副 2 通の書面（様式はありません）を審査会に提出しなければなりません。処分庁を経由して行うこともできます。

なお、口頭による審査請求は認められません。

- ① 審査請求人の氏名、年齢及び住所
- ② 審査請求に係る処分
- ③ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④ 審査請求の趣旨及び理由
- ⑤ 処分庁（支部長）の教示の有無及びその内容
- ⑥ 審査請求の年月日

<書面審査の原則>

審査会の審理は、審査請求人と処分庁から提出された書面等により、審査会が職権で行うこととされており、口頭審理は予定されていないため、非公開となっています。

ただし、審査請求人等が口頭で意見を述べる機会を希望する場合は、その旨を書面で申し出ることができます。